

経済社会・科学技術イノベーション活性化委員会
の設置等について（案）

平成 28 年 6 月 9 日
総合科学技術・イノベーション会議

- 1 総合科学技術・イノベーション会議令第 2 条第 1 項に基づき、
総合科学技術・イノベーション会議に経済社会・科学技術イノベ
ーション活性化委員会を設置する。

経済社会・科学技術イノベーション活性化委員会は、日本経済
の力強い再生を目指し、科学技術・イノベーションの一層の活性
化、効率化と、経済社会と科学技術イノベーションの有機的連携
の強化を図るため、官民をあげたオールジャパンの視点、分野・
領域にとらわれない横断的な視点、制度基盤に踏み込んだ改革の
視点から調査・検討を行う。

- 2 総合科学技術・イノベーション会議令第 1 条第 1 項に基づき、
総合科学技術・イノベーション会議に、上記に関する調査・検討
を行う専門委員を置くことにつき、内閣総理大臣に意見具申する。

(参考 1)

○ 検討事項

1. 民間資金の活用を始めとする科学技術・イノベーションの活性化策、その前提としての基盤的な制度改革（人材育成・交流、人事や資金配分、経理等に係る制度等）
2. 科学技術・イノベーション政策における「見える化」の徹底とエビデンスに基づいた実効性あるPDCAサイクルの確立
3. 科学技術・イノベーションの将来像を踏まえた効果的な経済活性化策や歳出効率化等の検討

等

(参考2)

○総合科学技術・イノベーション会議令（平成26年政令第184号）〔抜粋〕

（専門委員）

第一条 内閣総理大臣は、専門の事項を調査させるため必要があるときは、総合科学技術・イノベーション会議（以下「会議」という。）の意見を聴いて、会議に専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 専門委員は、非常勤とする。

（専門調査会）

第二条 会議は、その議決により、専門調査会を置くことができる。

- 2 専門調査会に属すべき者は、専門委員のうちから、議長が指名する。ただし、議長は、必要があると認める場合は、専門調査会に属すべき者として議員を指名することができる。
- 3 専門調査会は、その設置に係る調査が終了したときは、廃止されるものとする。